

私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会  
役員校の選出基準についての申し合せ

(総 則)

- 1 本申し合せは、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会(以下「東海地区」という)に所属する加盟館が私立大学図書館協会の役員校の受け持ちを輪番制で選出する基準である。

(対 象)

- 2 役員校の対象は、私立大学図書館協会会長校(以下「会長校」という)及び西地区部会長校(以下「部会長校」という)とする。

(会長校及び部会長校)

- 3 会長校及び部会長校は在学学生数が8,001人以上 \* の大学の輪番制とする。

(施行と見直し)

- 4 この申し合せの施行は2010年4月23日とする。ただし二巡した後、状況に応じて申し合せの見直しが必要であるか等を東海地区常任幹事会において検討する。

(改 廃)

- 5 この申し合せの改廃は、東海地区常任幹事会において決定する。

\* 私立大学図書館協会会費細則(平成8年度施行)

この申し合わせは、2010年4月23日より実施する。